
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	実務対応報告において追加で取り扱うべき論点の有無

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2022 年 3 月 15 日に、実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）を公表した。また、同日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。いずれも、コメント募集期間は 2022 年 6 月 8 日までであった。
2. 公開草案では、第 22 項において、「電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本実務対応報告では取り扱わず、論点整理の中で併せて関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの要否を判断することとした。」と述べている。
3. 本資料は、論点整理に寄せられた電子記録移転有価証券表示権利等に関するコメントを紹介し、実務対応報告第●号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告」という。）において追加で取り扱うべき論点の有無について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 実務対応報告において追加で取り扱うべき論点の有無

公開草案で取り扱わないこととした論点

一部の論点の内容及び今後の方向性

4. 本資料第 2 項に記載のとおり、公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する一部の論点を取り扱わないこととしており、これらは関係者からの意見を募集するために、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンと併せて、論点整理において取り扱っている。一部の論点とは、次のとおりである。

(1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理

- (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるときの会計処理
 - (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理
 - (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理
5. 前項の各論点については、論点整理において今後の方向性として以下のとおりとすることが考えられるとしている。
- (1) 電子記録移転有価証券表示権利等に関して、株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる。
 - (2) 本論点は電子記録移転有価証券表示権利等のみに限定されたものではなく、また、今後どのような財又はサービスが付与されるかは現時点では定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。
 - (3) 実際に発行が行われるか定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。
 - (4) 取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に取り扱うことが考えられる。
6. 論点整理では、本資料第4項に掲げた論点のほかに、検討すべき論点があるか否かについても、関係者にコメントを募集した。

論点整理に寄せられたコメントの概要

7. 論点整理に対しては、16通のコメント・レター（団体等11通、個人5通）が寄せられ、このうち、電子記録移転有価証券表示権利等に関する論点に回答したのは、8通（団体等6通、個人2通）であった¹。

（本資料第4項(1)から(3)の論点）

8. 本資料第4項(1)から(3)の論点にコメントしたほとんどすべての回答者は、論点整理における予備的な分析及び今後の方向性に同意した。
9. ある回答者（個人）は、本資料第4項(2)及び(3)の論点について反対しており、今

¹ 論点整理のうち、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンに関する論点に対して寄せられたコメントの概要については審議事項(4)-6 参照。

後、多くの問題が発生することが危惧されるので、取り扱うべきであると述べている。

(組合等への出資の会計処理の論点)

10. 組合等への出資の会計処理の論点（本資料第4項(4)）にコメントした回答者の多くは、論点整理における予備的な分析及び今後の方向性に同意した。
11. 複数の回答者（複数の監査法人）は、組合等への出資の会計処理について、有価証券に係る現行の定めを準用するかどうかを検討することが必要であるとコメントした。また、このうちある回答者（監査法人）は、次のとおり述べている。

「企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）の開発時においても、いわゆる純額法、折衷法及び総額法の会計処理の使い分けの状況が必ずしも明らかではない可能性もあり、組合等への出資の会計処理については今後の検討課題であることが認識されており（時価算定適用指針第49-18項）、今後、組合等への出資全般の会計処理についても検討を行うことが望まれる。」

(その他の論点)

12. 本資料第6項に記載のとおり、論点整理では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理に関して、本資料第4項に掲げた論点のほかに、検討すべき論点があるか否かについても関係者にコメントを募集したが、回答者からは特段のコメントは見受けられなかった。

論点整理に対するコメントを踏まえた事務局の分析

13. 本資料第11項に記載のとおり、一部の回答者は、組合等への出資の会計処理について、有価証券に係る現行の定めを準用するかどうかを検討することが必要であると述べている。
14. この点、現時点（2022年6月28日時点）において、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する組合等への出資の発行事例は1件のみ²であること、また、我が国において、電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う私設取引システム（PTS）はまだ存在しない³ことから、ASBJ事務局では、次の論点整理第27項の記載と同様の理由により、現時点で検討することは困難であり、取引量が増加し、市場が十分

² 2021年11月に、国内不動産を裏付けとした信託受益権を購入する匿名組合に対して出資を行う匿名組合への出資として、電子記録移転有価証券表示権利等が発行された事例がある。

³ 我が国のPTS運営会社が、2023年を目処に国内のPTSで電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱うとする報道（2022年6月6日 日本経済新聞）がある。

に形成されるまでは、従来の組合等への出資（電子記録移転有価証券表示権利等には該当しない組合等への出資）の会計処理と同様に取り扱うことが適当であると考えている。

「このように組合等への出資の会計処理について幅広い実務が行われているなか、電子記録移転権利についてのみ、その保有目的に応じた処理を行うことは、現時点でその取引量が少なく市場性が不明確であることも考慮すると、困難であると考えられる。」

15. また、本資料第9項に記載のとおり、本資料第4項(2)及び(3)の論点について実務対応報告で取り扱うべきとするコメントがあるが、今後電子記録移転有価証券表示権利等にどのような財又はサービスが付与されるか、また、暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行が行われるか否かは現時点では定かではないことから、早期に会計基準を開発することを優先し、実務対応報告では取り扱わないことが考えられる。
16. その他の論点について、回答者から速やかに基準開発すべきであるとする論点に関するコメントはなく、事務局は、実務対応報告において追加で取り扱うべき論点はないものと判断している。

事務局の提案

17. 以上の分析を踏まえ、論点整理に対して寄せられたコメントを受け、早期に会計基準を開発することを優先し、現時点で実務対応報告において取り扱うべきである電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する追加の論点はないと考えられるかどうか。
18. また、前項の場合、実務対応報告第22項を次のとおり修正する（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）ことが考えられるかどうか。

(実務対応報告の文案—結論の背景)

22. なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部次の論点については本実務対応報告では取り扱わず、論点整理の中で併せて関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することとしていた。
 - (1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理
 - (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるときの会計処理

(3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

(4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

企業会計基準委員会は、論点整理のうち電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に対して寄せられたコメントについて審議した。(4)の論点に関して、有価証券に係る現行の定めを準用すべきかどうかを検討することが必要であるとするコメントが寄せられたが、現時点でその取引量が少なく市場性が不明確であることを考慮すると、早期に検討することは困難であると考えられた。また、それ以外の論点に関しても、電子記録移転有価証券表示権利等に関する取引が今後どのように発展していくかを予測することが現時点では依然として困難であると考えられた。その結果、早期に会計基準を開発することを優先する観点から、これらの論点については本実務対応報告では取り扱わないこととした。

ディスカッション・ポイント

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関して、実務対応報告において追加で取り扱うべき論点の有無について、事務局提案（本資料第17項及び第18項）に関するご意見を伺いたい。

以 上